



福島医発第720号(地)
平成23年 6月16日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻 一 良
(公 印 省 略)

東日本大震災に対処するための要介護認定等有効期間の
特例に関する省令の施行について

平成23年6月7日付け福島医発第643号(地)「東日本大震災の被災者等に対する要介護認定等の取扱いについて」にてお知らせいたしましたとおり、現在、要介護認定等の更新時期に達した方が申請をできない場合については、従前通り介護サービスの提供を継続し、災害等が落ち着いた後、1ヶ月以内に限り更新申請が行える取扱いとされております。

しかしながら、被災地等で実際に更新申請ができるようになるまでに、更新申請の件数が積み重なること等により、事務処理が膨大となる等の課題があります。

このため、被災地等において震災後に要介護認定等の更新時期に達する者については、市町村判断で従来の有効期間の満了日を最大12ヶ月延長することができる特例省令が公布され、本年5月27日より施行されることとなった旨、日本医師会より通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 当該措置の対象については、東日本大震災に際し、災害救助法が適用された地域(東京都の区域を除く。)内に住所を有する要介護認定等を受けている被保険者であって、本年3月11日から平成24年3月31日までの間に有効期間が満了する被保険者とされております。
- 2) 今般の特例省令に係る通知の発出に伴い、当該措置に関する疑義解釈が発出されましたので、併せてお送りいたします。

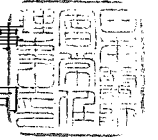
(介 30)

平成 23 年 6 月 2 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

三 上 裕 司



東日本大震災に対処するための要介護認定等有効期間の
特例に関する省令の施行について

本年 5 月 24 日付 (介 27) 「東日本大震災の被災者等に対する要介護認定等の取扱いについて」にてお知らせいたしましたとおり、現在、要介護認定等の更新時期に達した方が申請をできない場合については、従前通り介護サービスの提供を継続し、災害等が落ち着いた後、1 ヶ月以内に限り更新申請が行える取扱いとされております。

しかしながら、被災地等で実際に更新申請ができるようになるまでに、更新申請の件数が積み重なること等により、事務処理が膨大となる等の課題があります。

このため、被災地等において震災後に要介護認定等の更新時期に達する者については、市町村判断で従来の有効期間の満了日を最大 12 ヶ月延長することができる特例省令が公布され、本年 5 月 27 日より施行されることとなりました。

当該措置の対象については、東日本大震災に際し、災害救助法が適用された地域（東京都の区域を除く。）内に住所を有する要介護認定等を受けている被保険者であって、本年 3 月 11 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に有効期間が満了する被保険者とされております。

また、今般の特例省令に係る通知の発出に伴い、当該措置に関する疑義解釈が発出されましたので、併せてお送り申し上げます。

つきましては、災害対応等でお忙しいところ恐縮ですが、貴会におかれましても本内容をご了知いただき、貴会傘下の郡市区医師会への情報提供を宜しくお願い申し上げます。

記

(添付資料)

- ・「東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令の施行について」の送付について
(平 23. 5. 27 老老発 0527 第 1 号 厚生労働省老健局老人保健課長通知)
- ・東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例等について
(疑義解釈)

以上



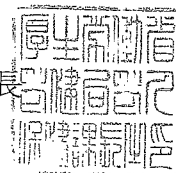
老老発 0 5 2 7 第 1 号

平成 2 3 年 5 月 2 7 日

社団法人日本医師会会長

原中 勝征 殿

厚生労働省老健局老人保健課長



「東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間
の特例に関する省令の施行について」の送付について

標記につきましては、別添の通知を平成 2 3 年 5 月 2 7 日付けで各都道府県
知事宛て送付しましたので、お知らせいたします。

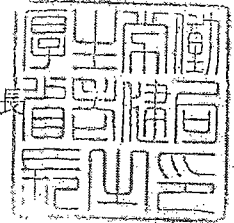
つきましては、通知の趣旨をご理解の上、引き続きご協力下さいますよう
お願い申し上げます。

老発0527第3号

平成23年5月27日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長



東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間
の特例に関する省令の施行について

東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令（平成23年厚生労働省令第66号。以下「特例省令」という。）が、本日公布及び施行されたところである。

制定の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、貴職においては、その旨御了知の上、貴都道府県内の市町村等の保険者への周知徹底を図られたい。

記

1 特例省令の内容

(1) 要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間について（第1項関係）

東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）内に住所を有する被保険者に係る要介護認定有効期間（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「規則」という。）第38条第1項に規定する要介護認定有効期間をいう。以下同じ。）及び要支援認定有効期間（規則第52条第1項に規定する要支援認定有効期間をいう。以下同じ。）については、従来の期間に新たに十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算すること。

(2) 当該措置の対象について（第2項関係）

当該措置は、平成23年3月11日から平成24年3月31日までの間に第1項の規定の適用がないとしたならば満了する要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間について適用すること。

2 施行期日

特例省令は、公布の日から施行すること。

(省 令)

○法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令(法務一九)

○薬事法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令(厚生労働六五)

○東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令(同六六)

(告 示)

○道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件の一部を改正する件(国家公安委一三)

○本邦外に在住する日本人向けの広報を送信する無線局の運用に関する件の一部を改正する件(総務一九六)

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件

○政治資金適正化委三〇

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件(同三一)

○除籍の一部が滅失した件(法務二六六、二六七)

○不動産登記規則第三十六条第一項第二号等の規定に基づき登記所を指定する件(同二六八)

○日本国に帰化を許可する件(同二六九)

○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件(財務・農林水産一〇)

○農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件(同一一)

○中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件(同一二)

○農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件(農林水産一〇六三)

○農業近代化資金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件(同一〇六四)

○農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件(同一〇六五)

○肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、肉用子牛の主要な生産地域に所在する家畜市場であつて農林水産大臣の指定するものを指定する件の一部を改正する件(同一〇六六)

○保安林の指定施業要件を変更する件(同二〇六七、二〇七四)

○住宅の窓を製造し、又は輸入する事業を行う者が当該窓の断熱性に係る品質の一般消費者への情報提供のための表示に関し講ずべき措置に関する指針の一部を改正した件(経済産業二二四)

○一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があつた件(国土交通五四五、五四九)

○船舶安全法第六条ノ二の規定に基づき、事業場を製造認定事業場として認定した件(同五五〇、五五二)

(国会事項)

(人事異動)

外務省 経済産業省 三重県 山口県

(皇室事項)

(官庁報告)

労働

争議行為の通知の公表について

(厚生労働省)

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について(同)

(公 告)

諸事項

官庁

金融商品取引業者に対する行政処分、特定保険募集人の所在の確知等、製造たばこ小売定価、金融商品取引業者の登録取消し処分、金融商品取引業者の営業保証金に係る仮配当表、投資助言・代理業者の営業保証金に係る権利の実行に関する意見聴取会、個別労働関係紛争解決手続実施団体指定、建設業の許可の取消処分、鉄道財団設定関係

裁判所

相続、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係

特殊法人等

独立行政法人都市再生機構関係
地方公共団体
公債償還(東京都) 関係
会社その他

省 令

○法務省令第十九号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十九条第二項、不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第七條（他の法令の規定において準用する場合を含む。）、商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第二条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）、公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第十条第二項並びに人権擁護委員法（昭和二十四年法律第三十九号）第十六条第一項及び第二十条の規定に基づき、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年五月二十七日

法務大臣 江田 五月

第一条 法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令
次のように改正する。

別表秋田地方法務局の部横手支局の款を削り、同部大曲支局の款同支局の項管轄区域欄中「大仙市」を「横手市」に改める。

第二条 登記事務委任規則（昭和二十四年法務府令第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第二項の規定による交付の請求に係る事務を除く。は、さいたま地方法務局で取り扱われる。

第十三条第一項中「明石支局」の下に、「龍野支局、柏原支局」を加える。

第二十一条中「小松支局」を「七尾支局、小松支局及び輪島支局」に「及び」を「並びに」に改める。

第三十八条第一項中「及び湯沢支局」を「湯沢支局及び大曲支局」に改め、同条第二項中「横手支局」を「大曲支局」に改める。

第三十九条を次のように改める。

第三十九条 青森地方法務局八戸支局及び五所川原支局の管轄に属する商業登記の事務（商業登記法第十条第二項の規定による交付の請求に係る事務を除く。）、青森地方法務局で取り扱われる。

第三条 公証人定員規則（昭和二十四年法務府令第十号）の一部を次のように改正する。

別表秋田の項中 横手 一 を削る。

第四条 人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程（昭和二十四年法務府令第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一 さいたま人権擁護委員協議会の項組織の区域欄を次のように改める。

さいたま地方法務局の戸籍及び公証に関する管轄区域
別表第一 大宮人権擁護委員協議会の項を削る。

さいたま地方法務局越谷支局の戸籍及び公証に関する管轄区域
別表第一 横手人権擁護委員協議会の項を削る。

附則
この省令は、平成二十三年六月二十日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中登記事務委任規則第三条の改正規定並びに第四条中別表第一さいたま人権擁護委員協議会の項、大宮人権擁護委員協議会の項及び越谷人権擁護委員協議会の項の改正規定 平成二十三年六月六日

二 第二条中登記事務委任規則第三十九条の改正規定 平成二十三年六月十三日

○厚生労働省令第六十五号

薬事法（昭和三十一年法律第四十五号）第九条第一項、第二十九条の二第一項、第三十六条の五、第三十六条の六第二項及び第三項並びに薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号）附則第二條、第三條第一項、第五條及び第六條第一項の規定に基づき、薬事法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年五月二十七日

厚生労働大臣 細川 律夫

薬事法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令
附則第二十三條第一項及び第二項、第二十四條第一項、第二十五條から第二十七條まで、第二十八條第一項及び第二項並びに第二十九條から第三十一條までの規定中「平成二十三年五月三十一日」を「平成二十五年五月三十一日」に改める。

附則
この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第六十六号
介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第二十八條第一項（同条第十項において準用する場合を含む。）、及び第三十三條第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）、の規定に基づき、東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令を次のように定める。

平成二十三年五月二十七日
東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定有効期間の特例に関する省令
令

東日本大震災に際し災害救助法（昭和二十二年法律第八十八号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）、内に住所を有する被保険者に係る要介護認定有効期間（介護保険法施行規則平成十一年厚生省令第三十六号。以下「規則」という。）、第三十八條第一項に規定する要介護認定有効期間をいう。以下同じ。）、及び要支援認定有効期間（規則第五十二條第一項に規定する要支援認定有効期間をいう。以下同じ。）、に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十八條第一項（第四十一條第二項において準用する場合を含む。）	第一号に掲げる期間と第二号に掲げる期間を合算して得た期間	第一号に掲げる期間及び第二号に掲げる期間並びに十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間
第三十八條第二項（第四十一條第二項において準用する場合を含む。）	同項第二号の期間	同項第二号の期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間
第五十二條第一項（第五十五條第二項において準用する場合を含む。）	第一号に掲げる期間と第二号に掲げる期間を合算して得た期間	第一号に掲げる期間及び第二号に掲げる期間並びに十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間
第五十二條第二項（第五十五條第二項において準用する場合を含む。）	同項第二号の期間	同項第二号の期間と十二月間までの範囲内で市町村が定める期間を合算して得た期間

東日本大震災に対処するための要介護認定有効期間及び要支援認定
有効期間の特例等について（疑義解釈）

（認定有効期間の取扱い）

1. 今回の特例を適用し、認定有効期間を延長する場合、被保険者から事前に同意を得る必要があるのか。

（答）

事前の同意は不要であるが、延長期間中に要介護状態区分等が変化したと疑われる場合には区分変更申請が可能であることを周知する等、被保険者への通知にあたっては十分な配慮をお願いしたい。また、認定有効期間を延長することについて被保険者への通知を行っていただきたい。

2. 今回の特例を適用する場合、被保険者への通知はどのように行うのか。

（答）

可能な限り、通常の要介護認定等の結果通知と同様の方法で、被保険者への通知を行っていただきたい。ただし、通知が困難な特別の事情がある場合については通常の結果通知と異なる方法により行って差しつかえない。

3. 今回の特例を適用する場合、被保険者への通知はどのタイミングで行うべきか。例えば、平成 23 年 9 月に有効期間を満了する被保険者への延長の通知を今行っても良いか。

（答）

可能な限り認定有効期間が満了する 1 ヶ月前までに行っていただきたい。

4. 前回の認定有効期間の満了にあたり、要介護状態区分等が変化していることが推測される場合、どのような取扱いとすべきか。

（答）

個々の被保険者の状態に応じて対応をお願いしたいが、例えば原疾患の悪化等により要介護状態区分等が明らかに変化していることが推測される場合等については、認定有効期間を延長せずに認定有効期間を満了させ、市町村判断で特例居宅介護サービス費等の支給に切り替えることも可能である。

5. 今回の特例を適用して以降、被保険者の要介護状態区分が変化していると推測される場合についてはどのような取扱いとすべきか。

（答）

通常の区分変更申請として取扱いいただきたい。

6. 今回の特例を適用して6ヶ月間有効期間を延長し、平成24年3月31日までに有効期間の満了を迎えた場合、再度認定有効期間を延長することが可能か。

(答)

再度の延長はできない。

(委託の取扱い)

7. 避難者の要介護認定に関して、「避難所等における介護保険サービス確保のための取扱いについて」(平成23年4月18日老健局介護保険計画課長ほか事務連絡)において、避難前の市町村から避難先市町村に認定に係る事務の委託を行うことにより、要介護認定事務を代行できる取扱いが示されているが、この事務の委託にあたっては議会承認等の手続きが必要となるのか。

(答)

各種手続きを簡素化するなど、柔軟な取扱いとされたい。